

『塩鉄論』禁耕

解説 阿部 幸信

『塩鉄論』禁耕

そもそも秦・楚・燕・齊では、土地の肥沃さや硬さが異なります。農具の大きさや形状も地域ごとに違い、それぞれ適したものがあるのです。ところが国家が鉄器の製造を一手に握り、規格を統一してしまったので、鉄製農具は使いにくくなり、農民も不便を強いられることになりました。おかげで農民は耕作に疲れ、土地は荒れ放題となって、みな困窮しております。

(筆者訳)

『塩鉄論』禁耕篇の読み解き

武帝没後の紀元前81年、漢の朝廷に集められた学者たちが、塩や鉄・酒の専売制をめぐる官僚と議論を戦わせた(塩鉄会議)。しばらくのち、宣帝の時代(前74～前49年)になって、桓寛により編纂された塩鉄会議の議事録が『塩鉄論』である。厳密には「議事録の体裁をとった桓寛の著作」というべきものであるが、いずれにせよ塩鉄会議の場を舞台としながら、武帝死後の時代状況を生々しく伝えていることに変わりはない。学者と官僚の議論は最後まで噛みあわずに終わるものの、結果として酒の専売制は廃止されるので、官僚側が譲歩したとはいえるであろう。つまり、塩鉄会議そして『塩鉄論』は、武帝の政治方針が批判にさらされ、修正をよぎなくされたことの証なのである。

『塩鉄論』が直接の話題とする塩鉄専売制は、一般に、武帝の外征がまねいた財政窮乏を立て直すためのものとされている。たしかに、専売制による利益が武帝の死後も辺境防衛に費やされていたことは、『塩鉄論』のなかで繰り返し述べられている。しかし、塩鉄専売制が施行された前119年には、

衛青・霍去病の従軍した第1次対匈奴戦争が一段落したばかりで、武帝の征服活動が本格化し、漢の版図が『詳説世界史』(世探704) p.42地図(図1)に「前漢の領域(武帝時代)」として示された範囲にほぼおおよよになるのは、15年ほどあとのことである。「対外積極策により漢の版図は拡大したが、財政が窮乏したので、塩鉄専売によって対策した」式の説明は、完全な誤りともいえないが、塩鉄専売制のもつ本質的な意義は別の文脈にあったと考えないと、つじつまが合わない。

『詳説世界史』p.42で引用した禁耕篇の一節からは、当時の人々の視点から、専売制の別の側面をみてとることができる。民間の立場を代表する学者らは、製鉄業の官営化がもたらした弊害の例として、地勢の違いを無視した鉄製農具の画一化により、農具の使い勝手が悪くなったことをあげている。それによって農地は荒れ果て、農業生産も大きな損害を受けたという(「禁耕」とは「耕作をそこなう」の意)。ここで学者たちが展開する論理は、統一秦に対して向けられた、国家の制度と各地の習俗との不一致を理由とした政策批判と通底している。つまり、武帝直後の時代の人々にとっ



図1 秦・前漢時代のアジア(p.42)

て鉄専売制とは、地域の実情への配慮を欠いた、理念先行型の統一政策の典型例であったわけである。

はじめて天下を一元的に支配した秦や、短命に倒れた秦のあとをうけた前漢は、様々な特質をもつ多様な地域を統合する方法をつねに模索していた。度量衡・車軌、あるいは文字の形のような諸規格は、つまるところ行政上のツールでしかないから、それをまとめることは比較的容易である。社会的なルールすなわち法は、ときに各地の文化や習俗と抵触するが、人間だけが相手であれば、強制によって、あるいは時間をかけて、それなりに順応させることもできる。しかし、気候風土や生産方法となると、どんなに国家が強いたところで、同じになど決してできはしない。しかも困ったことに、文化や習俗は気候風土や生産方法とある程度結びついているので、何をどこまでどう統一できるか、その線引きは容易に見定めがたい。ましてや広大な中国のことである。匙加減を間違えて、生産力がそこなわれたり民心が離反したりすれば、逆に国家の存立が危うくなる。こうしたなか、誕生したばかりの中華帝国は、理想的かつ安定的な秩序をうちたてるために試行錯誤を重ねた。秦から前漢末に至る歴史こそ、まさにその過程にはかならず、武帝期の一連のできごと、そうした長期的な文脈のなかに位置づけてとらえる

必要がある。専売制についてももちろん同様であり、武帝が外征したら財政が悪化したので専売をおこなったというような説明だけでは、「諸地域の歴史的特質の形成」を「構造的に理解する」(『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 地理歴史編』)ことをめざすうえで十分とはいえないだろう。

では、『塩鉄論』のこの一節のどういった点が、どのように「長期的な文脈」とかかわるのか、もう少し細かくみてみよう。第1に、鉄製農具が話題とされているところに注目したい。鉄製農具の機能不全が生産力の減退につながるという主張が成り立つためには、前提として、鉄製農具の普及がなければならない。『塩鉄論』で学者たちが代弁しているのは、民間といっても富裕な豪族層の立場であるから、この一節をもって鉄製農具が社会のすみずみにまでいきわたっていたとまではいえないが、少なくとも武帝末期以降の豪族のあいだで、その規格が重大な関心事となるほど、鉄製農具の使用が広がりを見せていたことは確かである。最低限この点を読み取っておくことは、鉄が専売品とされた理由を理解するためにも必要である。

第2に、「使いにく」い鉄製農具を国家が供給したということが興味深い。これは、鉄専売制導入の経緯と密接に関係する。鉄の専売制に関連して、「なぜ鉄が専売品とされたのだろうか」と問い

かけることはしばしばあるだろう。これに対しては、通常、「鉄製農具が普及していたから」という答えが期待される。民間に鉄器の需要がなければ鉄専売制は意味をなさないから、これももちろん正解ではある。しかし、『塩鉄論』のこの一節においては、鉄専売の結果として鉄製農具の機能がそこなわれたといわれているのであるから、注意深い生徒なら、この当時の鉄専売制が別の経済上の問題を引きおこす、矛盾を抱えたものであったことにも気づくであろう。塩鉄専売制には、単純な経済政策として議論しきれない部分があるのである。そこで留意すべきは、鉄が農具の材料であると同時に武器原料でもあることである。もろい鑄鉄が主であった戦国時代、武器の主流は依然として青銅で、鉄は工具や農具にしか使い道がなかったが、しだいに製鉄技術が改良され、前漢中期頃には鉄製の武器や防具が広まりつつあった。こうなると、国家としては、鉄の生産・流通を野放しにしていられなくなる。武帝が鉄の専売に踏みきった理由はむしろそちらにあるという説があり、実際そうであったからこそ、農具の実用性が後回しにされたのだと考えられる。鉄製農具とその効能ばかりに目を奪われていると、国家が生産力の減退をまねくような農具をつくったという逸話が理解しがたく感じられるが、視点を逆にすれば、鉄専売制のもつ別の側面がみえてくる。

第3に、鉄専売制の中央集権政策としての性格である。当時の人々が専売制をそのようなものとしてとらえていたことはすでに述べたが、それが武帝期に打ち出されたことの意味について、改めて考えてみよう。先ほど指摘したとおり、鉄専売制には武器原料の管理という一面があったが、それと関連して、漢の建国から前120年代末まで断続的に生じていた諸侯王（漢が各地に封建した王）の反乱が、前110年代に入るとみられなくなる。塩鉄専売制の施行（前119年）は、ちょうどその境目にあたっている。産塩地の有力諸侯王から経済

的利権を奪う塩専売や、諸侯王の軍事力を削ぐ鉄専売が、諸侯王の反乱抑止に一役買っていたことは想像にかたくない。ここからわかるとおり、「地域の実情への配慮を欠いた、理念先行型の統一政策」が導入されたのは、為政者が現実を知らなかったからではなくて、まずは諸侯王国の自立性を削ぎ、漢の国家のうちに取り込むことが優先されたからである。そしてそれは一定の効果をあげ、漢の直轄領域は大きく広がった。こうした状況をうけて、武帝はさらに四方へと版図を拡大していったのである。p.42の地図「秦・前漢時代のアジア」における「武帝以前の漢の直接支配領域」が「前漢の領域（武帝時代）」に達するあいだには、いわゆる「郡国制」から実質郡県制へという漢の国家の変質があったのであり、塩鉄専売制はその転換点に位置する政策だった。しかし、諸侯王国の郡県化が達成されると、しだいに「行き過ぎた集権的な政策」（『詳説世界史』 p.42）としての弊害のほうが大きくなり、やがて塩鉄会議において学者らの批判を受けるに至る。

以上のような細かい内容をすべて授業で扱うことはできないにしても、p.41～42の本文および『塩鉄論』禁耕篇の一節を通して、武帝期に「統一」が進められ、鉄専売制を介して鉄製農具の規格にまで影響がおよび、民間の反発をまねくに至った、という一連の流れを押さえることは十分可能だろう。そして、まさにその流れこそが、武帝期を「長期的な文脈」からとらえようとする場合に重要なのである。

『塩鉄論』の議論のゆくえ

『塩鉄論』禁耕篇のなかで学者たちが問いかけたことを言い換えれば、「すべてを画一化することなく、国家を束ねあげるには、どうすればよいか」ということである。武帝の死後、漢が直面したのはこの問題であった。『詳説世界史』の今回の改訂では、この点に関する記述を新たに加えている

(p.42)。

旧来の見方によれば、武帝期以降の歴史は、およそこんなふうに展開したとされる。武帝のまねいた財政窮乏は、塩鉄専売制その他の経済政策をもってしても解決せず、混乱のなかで前漢は外戚の王莽に乗とられる。光武帝がそれにとってかわり、漢王朝が復活する。以後、権力闘争に明け暮れつつも、後漢は200年以上にわたって存続する。——個々の説明は決して間違っていないのだが、全体的にみると、武帝期に生じた問題がどのように解決され、後漢がなぜ前漢と同等以上の繁栄をみたのか、さっぱりわからない。そこで、前漢後半期や王莽の時代、あるいは後漢時代についても「長期的な文脈」に立って叙述することで、多少なりとも理解しやすくなるよう努めた。ここでは、そこで述べた内容の背景について簡単に補足しておきたい。

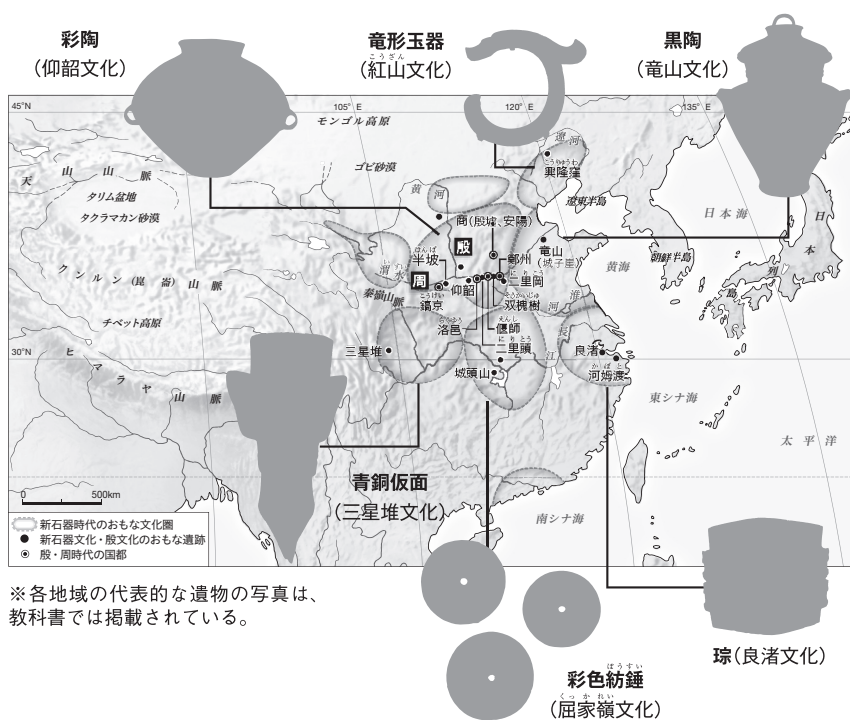
宣帝期以降、郷挙里選の制度の整備が進むと、地方長官の推薦によって官界に新たな人材を取り込むしくみが定着した。地方社会において、出世の鍵を握る長官の地位は重く、地方長官と被推薦者とのあいだの心情的な結びつきの強さは、皇帝と臣下の関係をしのぐことさえあったという。また地方長官のほうも、地域社会に過度に干渉するよりも、土地の有力者との関係を良好に保って協力を得ることで、高い勤務成績をあげ栄転することを望んだ。こうして地方長官と地域社会との関係は強まり、地方長官がそれぞれの地域における君主のようにみなされるようになっていった。中央政府は、地方長官の任地や任期を制限することによって自立化をたくみに防ぎつつ、地方長官と地域社会の結びつきを利用して、支配の安定化をはかった。このような漢の支配機構の構造を、儒学者たちは儒学の理想とする周の封建制と類似したものとして解釈・説明し、やがて前1世紀の末頃には、皇帝を徳によって諸侯をたばねる周の天子になぞらえることで、皇帝の権威を高めようと

する動きが顕著になった。その一連の改革を主導したのが王莽である。結果、周王=天子が各地の諸侯や夷狄から服属の証として貢納を受け、天下を代表して天をまつていたのと同様に、漢の皇帝も、各地から集められた税(実際には会計簿)や物産を服属の証として「諸侯」に君臨し、都の郊外に設けられた祭壇において天をまつる「天子」として位置づけられることになった。

この体制のメリットの1つは、国内を強引に画一化することなく、皇帝の至高性を確保できるところにある。それどころか、各地域の実情の違いがそのまま残っていたほうが、より多様な地域に徳がおよんだことになり、皇帝の威光はむしろ高まる。このようにして、皇帝=天子は、貢納と祭祀によって異質な社会同士を結び合わせる「多様性の統合者・媒介者」として権威づけられるようになった。いわゆる冊封体制は、この延長上に成立してくるものである。

前漢末に確立された新しい皇帝の姿は、絶対者であろうとした秦の皇帝や漢の武帝とも、諸侯の盟主にすぎなかった前漢初期の皇帝とも異なる。複雑な自然環境に対応した多様な生業をもつ社会がひしめきあう東アジアを広域的に支配する君主像としては、このようなスタイルが適していた。また、文化や制度の等質性を前提としない王権のあり方は、漢民族以外の民族を支配者にいただくことになっても、そのまま踏襲することができた。前漢末に建てられた体制が、外形的には様々な変化をこうむりながらも長く受け継がれていった理由は、このあたりにあると考えられる。

前漢末において、現実的な漢の支配と理想的な周の制度を巧妙に組み合わせることで成功した王莽は、まもなく自身が皇帝となるが、以後は復古色を強めすぎてバランスを欠くこととなり、反乱軍に倒された。その後、前漢末の体制を踏襲することにより、メリットを長く享受したのが後漢である。中央がことさらに指導力を発揮せずとも、



※各地域の代表的な遺物の写真は、教科書では掲載されている。

図2 東アジアの地勢とおもな先史文化圏(p.31)

地方社会が安定し国内が統合されるしくみがあったからこそ、外戚や宦官は政争に明け暮れることができた。また、党錮の禁などを経て中央への信頼がゆらいだのち、漢が地方の自立というかたちで崩壊に向かっていったことも、前漢末の体制が分権的な性格をもっていたことの帰結である。『塩鉄論』禁耕篇を扱う際には、そこに示された「行き過ぎた集権的な政策を改めて、実情の異なる各地域に配慮した政治を求める動き」（『詳説世界史』p.42）が、こうした「長期的な文脈」のひとつまであることに注意しておきたい。

『塩鉄論』の議論の前提

新しい『詳説世界史』においては、漢代以前の部分においても、「東アジアや隣接地域の自然環境・生業の多様性」（p.31）、「地域ごとの自然環境に合わせて生業が多様化」（p.32）、「各地の社会や文化の多様性」（p.32）など、「多様（性）」が東アジア史のキーワードとされている。p.31「東アジアの地

勢とおもな先史文化圏」（図2）は、新石器時代の文化の多様性とその相互関係を、各地域の代表的な遺物によって視覚的に説明することを目的としているが、この地図の提示に先立って、表見返しの「世界の気候区分」を確認しておくことが望ましい。東アジアでは気候区分を示す様々な色がかみあい、「東アジア世界」と呼ばれる地域にA（熱帯）からE（寒帯）までのすべての気候帯が含まれていることが一目瞭然である（Aはほとんどないようにもみえるが、海南島やベトナムの一部が該当する）。東アジア以外の文明圏に、このような多様性を内包するものはみられないようである。もちろん、気候だけが文化・社会の多様性を生むわけではないので、東アジアだけがことさらに複雑な世界であるとはいえないが、少なくとも東アジアにおいて、文化・社会の多様性が自然環境と密接に結びついていることは確かである。したがって、地理総合あるいは地理探究との連携を意識した導入により、重要な気づきが得られる可能性

は高い。

ただし、p.31の地図の例示は文物にかたよっているため、これだけだと自然環境との関係はいま一つわかりにくい。そういう意味では、戦国の七雄に関する記述(p.33)のほうが利用しやすいかもしれない。もし別の史料をあげることによってこの点を示したいなら、蘇秦が合従を説いてまわった際に語った戦国諸国の個性に関する叙述(『史記』蘇秦列伝)が適している。それによると、燕では毛皮が生産され、ナツメやクリの採集だけでも暮らせるとあり、韓ですぐれた金属武器が多くつくられたこと、斉に魚・塩を産する海があること、楚では北方で珍重される柑橘を産することなども特筆されている。柑橘はともかくとして、黄河中流域における青銅器製作技術の高さ、東北における毛皮生産、山東の塩業といった事項は、戦国時代以外の単元でもなんらかのかたちで言及することになるポイントである(長江下流域の柑橘も、後世に至るまで、重要な貢納品・特産品であった)。中国における塩業は海塩だけが重要であるわけではないので、この点で誤解を与えないようにするなど一定の注意も必要ではあるが、それでもなお、戦国諸国の経済・軍事上の特徴が、地理的条件と密接にかかわっていたことは押さえておきたい。

「南船北馬」「南稻北粟」的な単純な二分法では、殷の「広域的な交易ネットワーク」(p.32)の前提となる各地の多様性も、周の王が結びつけた「各地の社会や文化の多様性」も理解できない。そうすれば当然、『塩鉄論』禁耕篇で問題とされていることの内容もわからなくなる。先述したとおり、「多様性の統合者・媒介者」によって諸地域をまとめあげる王権像とは、前漢末の体制や冊封体制へと受け継がれていくものであり、それこそが東アジアのもつ「歴史的特質」の1つでもあった。地理総合が必修となったことを機として、自然環境と歴史との関係にいつそう目を向けた授業が工夫され、結果として東アジアの歴史的特質がより深く理解

されるようになれば、それは歴史学の立場からも歓迎すべきことである。今回の改訂がその一助となれば幸いである。

「歴史はその土地抜きでは理解できず、またある場所の地理はその上に痕跡を残した歴史の知識なくしては叙述できない」(F・ラッツェル〈由比濱省吾訳〉『人類地理学』第1巻第4章、古今書院、2006年〈原著1882年〉)

(あべ・ゆきのぶ／中央大学文学部人文社会科学教授)